

龍ヶ崎地方塵芥処理組合からのお知らせ

財政状況のお知らせ

地方自治法第243条の3第1項及び「龍ヶ崎地方塵芥処理組合財政事情書の作成及び公表に関する条例」の規定により、財政事情を下記のとおり公表いたします。

平成29年度一般会計決算の状況 (単位：千円、%)

歳入			歳出		
項目	決算額	割合	項目	決算額	割合
分担金及び負担金	889,646	71.9	議会費	1,757	0.1
使用料及び手数料	174,949	14.1	総務費	226,894	19.9
財産収入	136	0.0	衛生費	899,732	78.7
繰入金	0	0.0	公債費	14,698	1.3
繰越金	102,071	8.3	予備費	0	0.0
諸収入	70,954	5.7			
歳入合計	1,237,756	100.0	歳出合計	1,143,081	100.0

平成30年度上半期(4月～9月)の収入および支出の概要 (単位：千円)

歳入			歳出		
項目	予算額	収入済額	項目	予算額	支出済額
分担金及び負担金	925,858	338,434	議会費	2,521	859
使用料及び手数料	161,541	79,370	総務費	168,072	81,713
財産収入	156	63	衛生費	1,011,246	269,236
繰入金	50,000	0	公債費	28,414	14,206
繰越金	20,000	94,675	予備費	3,000	0
諸収入	55,698	35,048			
歳入合計	1,213,253	547,590	歳出合計	1,213,253	366,014
収入率		45.1%	支出率		30.2%

平成31・32年度龍ヶ崎地方塵芥処理組合競争入札参加資格審査申請の受け付けのお知らせ

平成31年5月1日から平成33年4月30日までに、龍ヶ崎地方塵芥処理組合が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品購入および役務提供その他に係る競争入札参加資格審査申請の受け付けが始まります。

この審査を経て有資格者と決定された方以外は、原則として龍ヶ崎地方塵芥処理組合の入札や見積には参加できませんので、希望者は必ず資格申請を受けてください。

- 受付期間** 2月1日(金)～2月28日(木) (土・日曜日、祝日を除きます。)
- 受付時間** 午前9時～午後4時30分 (正午から午後1時を除く。)
- 受付場所** 龍ヶ崎地方塵芥処理組合総務課 庶務係
- 申請書類** 全国統一様式(国土交通省統一様式可) 詳細については、組合窓口または組合ホームページで平成31年1月4日(金)から配布の「競争入札参加資格審査申請の手引き」をご覧ください。

組合所有財産の状況

土地= 131,347㎡/建物= 19,679.8㎡
車両= 10台/基金積立金= 452,588千円

- 問い合わせ先** 龍ヶ崎地方塵芥処理組合 総務課 庶務係
- 申し込み先** ☎0297-60-1777
HP <http://business2.plala.or.jp/ryujin/>

年末年始のごみ収集・資源回収日程のお知らせ

月日	ごみの収集・資源の回収	「クリーンプラザ・龍」へ直接搬入
12月23日(日) 天皇誕生日	収集・回収は行いません	搬入できません
12月24日(月) 振替休日	通常通り収集・回収を行います	
12月25日(火)		搬入できます
12月26日(水)	収集・回収は行いません	
12月27日(木)	通常通り収集・回収を行います	
12月28日(金)		「もえるごみ」のみ搬入できます
12月29日(土)	全地区「もえるごみ」の収集を行います (もえないごみの収集は行いません)	
12月30日(日)～平成31年1月3日(木) 収集・回収は行いません 「クリーンプラザ・龍」へも直接搬入できません		
平成31年1月4日(金)	全地区「もえるごみ」の収集を行います (資源の回収は行いません)	搬入できます
平成31年1月5日(土)	通常通り「もえないごみ」の収集を行います	

※直接搬入される方は、「クリーンプラザ・龍」☎0297-60-1777へお問い合わせください。

問い合わせ先 役場環境対策課 ☎68-2211(内線252)

知っていますか? 「食品ロス」

「作った(買った)料理が余った・・・また明日食べよう」そう思っ
て結局食べずじまいになって廃棄してしまったことはありませんか?
売れ残りや期限を過ぎた食品、食べ残しなど、本来まだ食べられるはず
のものが廃棄物として処分されてしまうことを「食品ロス」といいます。
家族で出来ることから始めて、食品ロスを減らしていきましょう。

家庭でできること

- 必要な物のみ買ひましょう!**
買い物に出かける前には食品の在庫をチェックし、必要なものだけ
を買うようにしましょう。
- 料理は食べられる量だけ作りましょう!**
料理は、食べられる量だけつくるようにしましょう。また、食材が残っ
たら別の料理に使うなど食べ切る工夫をしましょう。
- 「賞味期限」と「消費期限」を正しく理解しましょう!**
「賞味期限」・・・おいしく食べられる期限
「消費期限」・・・安全に食べられる期限 ※どちらも未開封の場合
それぞれの期限の意味を正しく理解し、各メーカーの保存方法にし
たがって保管しましょう。やむを得ず食品を廃棄しようとする場合も、
賞味期限か消費期限か確認しましょう。

問い合わせ先 役場環境対策課 ☎68-2211(内線252)

外食時のできること

お店の人に次のことを聞いて実行してみるこ
とも、食品ロスを防ぐ一つの方法です。

- Q. メニューを見て食べたいものがある。
でも食べ切れなさそう…。
- A. 注文のときに量を少なめにできないか
聞いてみましょう!

- Q. 食べ残しがたくさん出てしまった。
まだ後で食べられそうなのに…

- A. 持ち帰りができるか
聞いてみましょう!

※ただし衛生面や鮮度の
理由で推奨していない
お店もありますので、
よく確認した上で自己
責任のもと持ち帰るよ
うにしましょう。



このようなお申し込みも可能です。

- 将来、自身が入るお墓を建てたい。
- 今すぐお墓を建てる予定はないが、建てる場所を確保
しておきたい。
- 町営霊園に新しくお墓を建てて、そこへ遺骨を移したい。



【空き区画数】 15区画(10月31日現在)

【区画面積】 3㎡

【内容】
永代使用料: 35万円 管理料: 4,000円/年

【申請について】
申請要件: 申請時に利根町に継続して3年以上住民登録がある方。
※詳しくは、役場環境対策課へお問い合わせください。



問い合わせ先 役場環境対策課 ☎68-2211(内線252)

利根町営霊園申し込み受け付けのご案内
 「終活」という言葉を聞いたことはありませんか? 「自らの
人生の終わりに向けた活動」の略語ですが、その一環として、
お墓の準備を進めてみてはいかがでしょうか。
現在、利根町営霊園では使用者を募集しています。(区画
がなくなり次第終了します。) 町内でお墓を持ちたい方はど
うぞ検討ください。